

第Ⅱ部 マレーシアの労働安全衛生を所管する行政機関

この節では、マレーシア政府人的資源省労働安全衛生部(Department of Occupational Safety and Health, Ministry of Human Resources)のウェブサイト：
<http://www.dosh.gov.my/> に掲載されている DOSH PROFILE 中の記述の要点を紹介する。

1. はじめに

労働安全衛生部は、人的資源省の一つの部である。この部は、職場での人々の安全、健康及び福祉を保障すること並びに次の部門を含む分野の活動から生ずる安全及び健康上の有害要因から他の人々を保護することに責任がある。政府機関の一つとして、この部は、労働生活の質の向上を促進する方向に向かって国を安全で健康な労働文化を創造することにおいて国をリードするビジョンを持って、国の労働安全衛生に関連する行政及び法令の施行に責任がある。

- 製造業
- 鉱業及び採石業
- 建設業
- ホテル及びレストラン
- 農業、林業及び漁業
- 輸送、貯蔵及びコミュニケーション
- 公務部門及び法的機関
- 用益—ガス、電気、水道及び衛生サービス
- 財務、保険、不動産業及びビジネスサービス
- 卸売及び小売業

2. 機能

労働安全衛生部は、次の機能を有する。

- 労働安全衛生の政策及び法制を研究し、及び見直すこと。
- 次の法令を施行すること。
 - a) 1994年の労働安全衛生法及びその規則
 - b) 1967年の工場及び機械法並びにこれらの規則

c) 1984年の石油(安全対策)法及びその規則の一部

- 職場における労働安全衛生に関連する問題に関して研究及び技術的分析を実施すること。
- 使用者、労働者及び一般公衆を対象とした、労働安全衛生の認識を助長し、及び増加させるために促進及び広報プログラムを展開すること。
- 労働安全衛生に関する国家評議会の事務局となること。

3. 労働安全衛生部の発展の歴史

労働安全衛生の役割は、19世紀の後半の、約120年前から存在している。それは、蒸気ボイラーの安全から出発して、それから機械安全へと続いた。

その後、それは、産業安全及び衛生として継続されたが、最後にはすべての労働分野をカバーする労働安全衛生となった。この労働安全衛生部の歴史、役割及び発展は、次の6つの時代として説明することができる。

(1) 蒸気ボイラー安全の時代—1914年以前

労働安全に関連する仕事は、マレーシアでは、最初は1878年に最初の機械監督官に任命されたときに樹立された。その者の職務は、通常スズ鉱山で使用されていた蒸気ボイラーを安全の観点から監督することであった。1890年ごろ、当時の州の一つ(パーラク州)の政府は、個別の検査者による検査制度を創設した。蒸気ボイラーに関係した個人が、ボイラーを検査する免許が与えられた。

その後、1892年以降に、蒸気ボイラーの規制に関する法令が制定・施行されたが、1908年になって、ようやく当時のマレーシア州同盟は、ボイラー検査官によって施行される統一されたボイラー法を持った。

(2) 機械安全の時代—1914年から1952年まで

1914年1月1日に、当時の同盟マレーシア州の蒸気ボイラー法制は廃止され、1913年の機械条例に置き換えられた。この法制の発効によって、検査官は、上記ボイラーの検査のみならず、内燃機関、水力タービン及び他の補助的な機械も検査しなければならなかった。同時に、ボイラー検査者の業務の名称もまた廃止され、機械検査者及び機械検査補助者に置き換えられた。

1932年に、1913年の機械条例は廃止されて、1932年の機械条例に置き換えられた。設置の登録及び検査が施行された。このときに、機械検査者は、鉱業省の機械部門の下で管理された。これは、ほとんどの機械が鉱山部門で使用され、さらに、鉱業が主な産業であったからである。

(3) 産業安全の時代—1953年から1967年まで

機械部門は、その部門が省から分離されて機械省に再命名される1952年まで鉱業省の下にあった。この分離は、多くの検査が、鉱業のほか、他の産業に広がったからであった。

1953年に、当時の同盟マレーシア州 (Negeri-Negeri Melayu Bersekutu)、非同盟マレーシア州 ((Negeri-Negeri Melayu Tidak Bersekutu)及び Strait 州 (Negeri-Negeri Selat)のすべての機械条例が廃止され、1953年の機械規則に置き換えられた。この規則の施行によって、検査官の役割は、蒸気ボイラー又は機械の安全に限定されず、これらの機械が使用される工場労働者の安全のすべての観点をカバーした。1953年の規則は、この規則には労働者の安全、健康及び福祉に関する規制があったとしても、それが完全には施行されなかったので、労働者の健康の観点到た多くの欠落があった。

この規則の主要な規定は、次のとおりである。

- 検査を実施し、適合証明書を承認する権限を有する検査官会議が確立されなければならない。
- (特定の機械については必要な) 規制を行うことができる。
- 承認証明書のある機械のみを使用することができる。
- 承認された者だけが機械を操作することができる。
- 機械が免許を与えられ、又は改造されることができるようになる前に、検査による承認が与えられなければならない。
- 機械が関係する人又は財産に対するすべての事故は、届け出られ、調査されなければならない。
- 何人も、他人又は安全な道具を使用することに障害の原因となるようなやり方で行動してはならない。
- すべての遵守されていない機械は、販売され、借りられ、賃貸されてはならず、そして、
- 検査官は、建物に入り、危険な機械を停止する権限を与えられている。

(4) 産業安全衛生—1970年から1994年まで

1967年に、議会で工場機械法が承認された。さらに、1960年代の終わり近くに省の再組織化が行われて、検査官、行政手段及びファイリングシステムの機能及び責任が再構成され、さらに、地方にあった3か所の小規模な事務所が閉鎖された。1970年に、工場機械法及び法に基づく8つの規則が施行された。この法律の実施によって、1953年の機械規則が廃止され、及び省の名称が工場機械省に変更された。この法律を施行する検査官は、工場及び機械検査官に再命名された。この法律は、機械を使用していない作業場で働いているならば、保護されないという、労働者の適用の点における1953年の機械規則の弱点を克服するために法制化されたものであった。産業保健に関する規定がさらに追加された。

一般的に、この法律は、5人以上の被雇用者を雇用する作業場、工場を含む機械が使用されている建物、ビル建設現場、工学的建設の作業において、労働者の安全、健康及び福祉の最低基準を与えるために草案が作成された。この法律は、Sabah and Sarawak までに施行が拡大された1980年まではマレー半島のみで施行された。1968年までは、主席監督官は、イギリス市民であった。1968年までに、機械省の検査官のポストは、完全に地方で充足された。

1968 年は、また、医学監督官及び監視部門が省内に創設された。この部門は、1971 年に保健省の管理の下に置かれたので、労働省の下ではそう長くは留まらなかった。

この時代は、さらに、1971 年の対汚染セクションの形成；1971 年の産業保健ユニットの形成そして 1980 年のその地位の産業保健セクションへの格上げ；1985 年の石油安全セクションの形成による石油安全活動のスタート；主要な産業事故の予防のための特別監督活動のスタート；1987 年の ILO からの専門家の援助による産業安全及び衛生活動の演習；1988 年の f C.I.S の形成；1991 年の主要なハザードセクションの形成のようないくつかの重要な活動及びセクション活動の存在を目撃した。石油(安全対策)法は、1984 年に施行され、その施行は、工場機械省を含むいくつかの政府機関によって実施された。この省は、パイプラインを用いる石油の輸送、石油の分配、貯蔵及びさらに関連する機械設備に関連する法の規定を施行した。(安全対策)、(パイプラインによる石油の輸送) 規則 1985 年は、その省によって完全に施行された。これらの新しい責任によって、工場及び機械監督官は、さらに石油監督官として公布された。

(5) 労働安全及び衛生の時代—1994 年以後

新しい労働安全衛生に関する法制は、1994 年に作成された。1994 年の労働安全衛生法（法律 514）は、1993 年に議会によって承認され、1994 年に官報に公布された。この法制は、1967 年の工場機械法では製造業、鉱業、砕石業及び建設産業のみをカバーしており、一方、他の産業はカバーしていない事実を考慮して作成された。1967 年の工場機械法でカバーされている労働者は、国家のマンパワー全体の 24%しか構成していないが、1994 年の労働安全衛生法は、国家のマンパワー全体の 90%をカバーし、船舶及び軍で働く者を適用除外している。

1994 年の労働安全衛生法の目的は、労働者間の労働安全衛生の認識を促進し、及び奨励すること並びに効果的な安全衛生対策を持つ組織を創造することである。このことは、産業又は関連する組織に適合する自己規制体制によって実行されるであろう。15 節を含むこの法律は、1967 年の工場機械法のような既存の労働安全衛生法における軋轢に取って代わる手段である。1994 年の労働安全衛生法は、いかなる既存の法令上の規定を補完し、そしてもし何か軋轢があるならば、この 1994 年の労働安全衛生法がそれに打ち勝つであろう（この点については、重要な同法第 2 条の次の規定を参照されたい）。

| 英語原文 | 日本語仮訳 |
|--|--|
| 2. Prevailing laws. (1) The provisions of this Act shall be in addition to, and not in derogation of, the provisions of any other written law relating to occupational safety and health. | 第 2 条 優越する法律 (1) この法律の規定は、労働安全衛生に関する他のいかなる成文法の規定に、付加されなければならない、そしてより効力のないものとされるべきではないものである。 |

| | |
|--|---|
| <p>(2) In the event of any conflict or inconsistency between the provisions of this Act and that of any other written law pertaining to occupational safety and health, the provisions of this Act shall prevail and the conflicting or inconsistent provisions of such other written law shall, to the extent of the conflict or inconsistency, be construed as superseded.</p> | <p>(2) この法律の規定と労働安全衛生に関連するいかなる他の成文法の間には、この法律の規定が優先し、そしてそのような他の成文法との矛盾又は不一致は、その矛盾又は不一致の限度において、取って代わられるものとして解釈されるべきである。</p> |
|--|---|

この法律は、さらに、使用者、製造者、被雇用者、自営業の労働者、設計者、輸入者及び納入業者の責任を規定している。これらの責任は一般的なものであるとしても、それは、依然、真剣な注意及びすべての種類の義務を支えているであろう。この法律の原案では、基盤として三つの主要な原則がある。最初のそれは、自己規制である。労働安全衛生に関連する課題を取り扱うために、使用者は、良好で秩序立った管理システムを開発しなければならない。安全衛生政策の情報から始めて、次に使用者は、実行されるべき適切な用意をしなければならない。第2の原則は、使用者、被雇用者及び政府が、作業場所において、労働安全衛生に関連する課題や問題を解決するために交渉しなければならない場合には、協議することである。第3の原則は、作業場において、使用者及び被雇用者が、労働安全衛生の質を手掛け、育成し、及び増加させるために協力しなければならない場合における協力である。使用者と雇用者の協力なしには、取られる労働安全衛生計画は、何一つ成功しないであろう。

この法律は、さらに、施行を掌る担当官、労働安全衛生のための国家評議会、職場で人々の、及びこれらの人々の活動によって危険にさらされるかもしれない他の者の安全、健康及び福祉を守るための対策の政策及びその整備の形成をも規定している。施行し、及び監督する権限さらには法違反についての責任も明確に規定されている。

この法律の承認によって、1994年4月以降、工場及び機械部は、労働安全衛生部 (DOSH)と再命名され、監督官は、労働安全衛生担当官と呼ばれている。

国立労働安全衛生研究所の設立の提案は、1985年に国家労働安全衛生助言評議会に対して、この省から前向きに投げかけられた。内閣は、1991年にこの研究所の設立を承認し、その開所は、1992年12月に、人的資源省によって挙行された。この研究所は、訓練活動の実施；情報の収集及び配布；労働安全衛生における研究開発をする目的を持つ政府が支援する会社である。

労働安全衛生情報戦略開発に関する国家ワークショップは、1993年4月26日から28日まで、工場機械省、アジア OSH 及び ILO によって組織された。このワークショップの目的は、情報の移転及び配布を強化するために、労働安全衛生の実践に関する情報のリンクを創造することであった。1969年のこの省の組織再

編の後、国家の迅速な経済発展及びこの省に関連する法律の施行によって、多くの変化が起きた。労働安全衛生—マスタープラン 2015 年は、2009 年 5 月 2 日に、職場において、安全で、健康な作業文化を採用し、促進し、及び保持することによって、安全、健康及び生産的な人的資源を発展させることを主な目的として、首相によって打ち上げられた。このマスタープランは、それぞれの戦略が、2020 年代の終わりには、「高収入、進歩した技術」という国家目標に向けての基礎を支えるために開発されたという政府の方針と一致して開発されている。

(6) 労働安全衛生マスタープランの時代

労働安全衛生の文脈において特に、マレーシアは、国の産業及び経済の発展と並んで、外国から、労働安全衛生を学び、適合し、及び実施することができる。それゆえ、労働安全衛生マスタープランは、起こる可能性のあるすべてを考慮に入れて樹立された。地域経済及び世界経済への貢献者としてのマレーシアの安定及び強化の方針に沿って、労働環境の状況に直面することから逃れるわけにはいかない。それゆえ、マレーシアは、より先行した外国から学ぶことを楽しみにしている。

| 英語原文 | 日本語仮訳 |
|--|--|
| <p>6. OSHMP 15 ERA</p> <p>In line with the stability and strengthening Malaysia as a contributor to the regional economy and the world economic community, Malaysia is not spared from facing challenges in terms of working environment. Therefore, Malaysia should look forward to learn from more advanced foreign countries.</p> <p>In particular of OSH's context, Malaysia can learn, adapt and implement OSH from foreign countries tandem with country's industry and economy growth. Therefore, OSH Master Plan has been established by taking into account all the possibilities that will happen.</p> <p>Occupational Safety and Health -Master Plan 2015 was launched by the Prime Minister of Malaysia on May 2, 2009 with the main objective to develop a safe, healthy and productive human capital by adopting, promoting and maintaining safe and healthy work culture at the workplace. The Master Plan was developed</p> | <p>6) 労働安全衛生マスタープラン 2015 の時代</p> <p>地域経済及び世界経済社会への貢献者として、マレーシアの安定化及び強化との路線において、マレーシアは労働環境の事項において挑戦に直面することから逃れるわけにはいかない。それゆえ、マレーシアは、より先行した外国から学ぶことを楽しみにしている。</p> <p>特に、労働安全衛生の文脈において、マレーシアは、国の産業及び経済の発展と並んで、外国から、労働安全衛生を学び、適合し、及び実施することができる。それゆえ、労働安全衛生マスタープランは、起こる可能性のあるすべてを考慮に入れて樹立された。</p> <p>労働安全衛生マスタープラン 2015 は、職場における安全で健康的な労働文化を採用し、促進し、及び維持することによって、安全で健康で、生産的な人的資本を発展させることを主目的として、2009 年 5 月 2 日に、マレーシアの首相によって、立ち上げられた。このマスタープランは、それぞれの戦略が、国家の「高</p> |

| | |
|---|--|
| <p>in accordance with government direction which each strategy is developed to support the foundations towards a National "High Income, Advance Technology" late in 2020.</p> | <p>収入、進歩した技術」を 2020 年代後半に実現する方向に向かって基盤を支えるために開発されている政府の方針と適合して開発された。</p> |
|---|--|

(作成者注：以下の「7. OSHMP 2020」は、2017 年 11 月に追加した。)

| 英語原文 | 日本語仮訳 |
|--|--|
| <p>http://www.dosh.gov.my/index.php/en/about-us/dosh-profile</p> <p>7. OSHMP 2020</p> <p>11th Malaysian Plan framed by giving priority to the people in all development efforts. People based economy will be given priority. This approach reinforces the Government's commitment to improve people living standards, dignity and potential to take advantage of economic development and progress. In line with the goal of achieving developed nation status by the year 2020, inclusive, all levels of society should benefit from the country's economic prosperity. Accordingly, for the first time the country's growth target not only by measuring the growth of GDP and income per capita, but also take into account household income and Welfare Malaysia Index. The aim is to evaluate the impact of economic growth on public welfare.</p> <p>The 2016–2020 Occupational Safety and Health Master Plan is the strategy and programme formulated to further boost national occupational safety and health (OSH) to greater effort to protect the nation's human resources are an important asset to the success of national development programs in order to realize the goals of Vision 2020. Excellence OSH level will improve the employee's quality of life and thus contribute to increased productivity and index components under the</p> | <p>(原典の所在: 左欄のウェブサイトアドレスのとおり。)</p> <p>7. OSH マスタープラン 2020</p> <p>第 11 次マレーシア計画は、すべての発展の努力において国民に優先順位を与えて形作られた。国民を基盤に置く経済は、優先されるであろう。この取組みは、国民の生活水準、尊厳及び経済発展並びに進歩の利便を与える能力を増強している。2020 年までに発展した国家の地位を達成するという目標の線に沿って、包括的な社会のすべての水準が、国の経済的繁栄から恩恵を得なければならない。したがって、第一に、国家の成長の目標は、単に GDP の成長率及び一人当たりの所得を測定することばかりでなく、所帯毎の所得及びマレーシア福祉指標を考慮する。この狙いは、公共の福祉の経済成長の影響を評価することである。</p> <p>2016–2020 までの労働安全衛生マスタープランは、国家の労働安全衛生を、国家の人的資源を保護するためにより多くの努力を払って、さらに加速するために形成された戦略及び計画であって、2020 年の国家ビジョンの達成目標を実現し、国家発展計画の成功のための重要な資産である。労働安全衛生の水準の卓越性は、被雇用者の生活の品質を改善するであろうし、そして、2020 年のビジョンを達成するために、そのように政策及び国家の変革計画に沿って生</p> |

Work Environment Index of Malaysia Social Welfare in line with the policy and the country's transformation plan to achieve Vision 2020.

This master plan is a continuation of the previous OSH strategic plan and master plan started in 2006 which were premised on a Safe and Healthy Work Culture among employers and employees. Safe and Healthy Work Culture is a cornerstone in making workplaces safer and healthier in Malaysia through a strategic program to prevent accidents and occupational diseases.

The main strategy of the OSH-MP 2020 is the inculcation of a Preventive Culture at the workplace. This approach will follow through with the implementation and inculcation of the principle of responsibility and self-regulation carried out in the previous two plans in order to bolster the nurturing of a Safe and Healthy Work Culture among employers and workers.

The Preventive Culture places a high premium on awareness, responsibility and commitment among employers and workers, respect for the rights of workers with regard to OSH, encouragement of the involvement of workers in OSH activities, enhanced OSH knowledge and skills, as well as capable OSH management that is founded on effective risk management. The desired outcome is the transformation of the workplace in this country into a safe and healthy environment to protect the most important asset – the workers.

OSH achievements in this country, since the implementation of the previous of two strategic plans, reveal a positive effect in the improved working environment

産性及びマレーシア社会福祉に関する作業環境の指標の下でのその構成要素を増強することに貢献する。

このマスタープランは、雇用者及び被雇用者の間における安全及び健康的な労働文化を約束している 2006 年に始まった従来の労働安全衛生戦略及びマスタープランの継続である。安全で健康的な労働文化は、災害及び職業性疾病を予防するための戦略プログラムを通じてマレーシアにおけるより安全で健康的な職場を形成する画期的な出来事である。

労働安全衛生マスタープラン 2020 の主要な戦略は、職場での予防文化の植え付けである。この取組は、雇用者及び被雇用者の間における安全及び健康的な労働文化を育成することを加速するために従来の二つのプランにおいて実行された責任及び自己規制の原則の実行及び育成を通じて継続されるであろう。

予防的な文化は、雇用者及び被雇用者の間における自覚、責任及び約束、労働安全衛生に関する労働者の権利の尊重、労働安全衛生活動における労働者の参画、増強された労働安全衛生の知識及び技術並びに効果的なリスクアセスメントに基づく労働安全衛生管理の能力に高い評価を置いている。望まれている結果は、最も重要な財産である労働者を保護するために、この国の作業場を安全で健康的な環境に変革させることである。

先行した二つの戦略プランの実施以来、この国の労働安全衛生の達成点は、作業場での災害の数及び発生率を減少させることによってマレーシアの社会

index under Index of Social Welfare Malaysia by decreasing the number and rate of workplace accidents.

In 2005, as many as 51,829 industrial accidents were reported. Analysis showed that 6.93 fatal accidents occurred for every 100,000 workers and 5.16 accidents for every 1,000 workers. At the end of 2015, the number of accidents decreased to 38,753 cases while the rate of fatal accidents per 1,000 workers decreased to 4.84 and the rate of accidents per 1,000 workers decreased to 2.81. To be on a par with developed countries, the accident and fatality rates must be lowered further.

Where industrial hygiene is concerned, 1,198 cases of occupational diseases and poisoning were reported to the Department in 2011 compared to 5,617 cases in 2015. The number of cases reported in 2011–2015 was 13,843. Nevertheless, this number remains low compared to the number reported in developed nations. This shows that an issue commonly faced by many countries, including Malaysia, is unreported cases of occupational diseases.

With the conviction that the Safe and Healthy Work Culture will improve the well-being of employers, workers and the country, the five-year OSH-MP 2020 focuses efforts to reduce the rate of accidents and death by 10% by reducing the rate of accidents to 2.53 per 1,000 workers and the rate of fatalities to 4.36 per 100,000 workers come 2020. This OSH master plan will also ensure an increase in the reporting of occupational diseases and poisoning by 30% come 2020 compared to the rate in 2015.

福祉における改善された労働環境の指標において効果的な影響を示している。

2005年には、51,829件ほどの産業災害が報告された。分析の結果では、10万人の労働者当たり6.93件の死亡災害で、1000人の労働者当たり5.16件の災害があったことを示している。2015年の終わりには、災害の数は38,753件に減少し、一方、10万人の労働者当たりの死亡災害の発生率は、4.84に減少し、そして労働者1,000人当たりの災害発生率は2.81に減少した。発展途上国における平均としては、災害発生率及び死亡災害発生率は、より低下したものであるに違いない。

産業衛生に関する場合は、2011年には1,198件の職業性疾病及び中毒が、安全衛生部に報告されたが、2015年においては5,617件であった。2011年～2015年までには、13,843件が報告された。にもかかわらず、この数字は、発展途上国で報告されている数と比較すると低い水準に留まっている。このことは、マレーシアを含む多くの国々で共通している問題は、職業性疾病の未報告であることを示している。

安全で健康的な労働文化は、雇用者、被雇用者及び国家の福祉を改善するであろうという確信によって、5年計画である2020年労働安全衛生マスタープランは、来る2020年までに、事故の発生率及び死亡災害の発生率を10%、労働者1000人当たり2.53に減少させ、及び労働者100,000人当たりの死亡災害発生率を4.36に減少させること、に焦点を当てている。この労働安全衛生マスタープランは、さらに、2015年の発生率と比較して、来る2020年には職業性疾病及び中毒の(使用者からの)報告を30%増加することを確実にすることである。

| | |
|--|---|
| <p>To realise this goal, the OSH-MP 2020 employs five main strategies founded on the endeavour to increase stakeholder awareness, responsibility and commitment to OSH. All quarters must move together to fulfil their respective responsibilities and roles to create a safe and healthy workplace through the inculcation of the values of the Preventive Culture. These 5 strategies are Government leadership, strengthening of OSH management at the workplace, OSH sharing and network, international OSH strategic alliance and mainstreaming of industrial hygiene.</p> <p>These 5 strategies of the OSH-MP 2020 are in turn reinforced by various programmes and activities focused on nurturing the Preventive Culture among employers and workers. To ensure its success, aside from the commitment of employers and workers, the OSH-MP 2020 outlines the duties and responsibilities of all stakeholders which are the Government, associations, competent persons and relevant parties with influence over employers and workers.</p> <p>The involvement and cooperation of all quarters are the crux of success of this master plan to bring about an enhanced employee's quality of working life, increased organisational productivity and competitiveness and thus contributing to the improvement of Malaysia's Welfare Index as a guide to the quality of life of Malaysians.</p> | <p>この目標を達成するために、労働安全衛生マスタープラン 2020 は、利害関係者の自覚、責任及び労働安全衛生に関する約束を増加させる真剣な努力を基盤とした 5 つの戦略を使用している。すべての 4 者は、彼らのそれぞれの責任及び役割を、それぞれ、満足させるために、予防文化の価値の植え付けを通じて、共に動かなければならない。これらの 5 つの戦略は、職場における労働安全衛生管理を強化する政府のリーダーシップ、労働安全衛生の共有及びネットワーク化、国際的な労働安全衛生の戦略の同盟及び産業衛生の主流である。</p> <p>これらの 5 つの戦略は、雇用者及び被雇用者の間における予防文化の育成に焦点を当てたさまざまなプログラム及び活動によって順番に再強化されている。その成功を確実にするために、雇用者及び被雇用者の約束から離れて、労働安全衛生マスタープラン 2020 は、政府、協会、能力のある者及び関連する雇用者及び被雇用者に影響力のある団体の義務及び責任を描いている。</p> <p>すべての 4 者の組み込み及び協力は、このマスタープランが、被雇用者の労働生活の増強化された質、増強された組織の生産性及び競争力をもたらして、並びにこのようにマレーシア人の生活の質のガイドであるマレーシアの福祉の指標の改善に貢献するという、成功の核心である。</p> |
|--|---|

4. マレーシアの労働安全衛生を所管する行政機関の本省及び地方における組織

マレーシア政府人的資源省労働安全衛生部 (Department of Occupational Safety and Health, Ministry of Human Resources: 略称: DOSH) のホームページのウェブサイト

(<http://www.dosh.gov.my/index.php/about-us/dosh-division-state-branch><http://www.dosh.gov.my/index.php/en/contact-us-sp-696/dosh-all-location-map>)

には、DOSH の本部の組織及び地方の労働安全衛生行政組織が、次のとおり掲載されている。

4-1 DOSH の本部の組織

| 英語原文 | 日本語仮訳 |
|---|---|
| DOSH OFFICES | 労働安全衛生部の事務所 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● DOSH Headquarters | 労働安全衛生部の本部 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● TOP MANAGEMENT OFFICE ● Director General ● Deputy Director General (Occupational Health) ● Deputy Director General (Occupational Safety) | 最高管理事務所 部長 部次長(労働衛生担当) 部次長(労働安全担当) |
| DIVISION <ul style="list-style-type: none"> ● Forensic Engineering ● Chemical Management ● International Policy and Research Development ● Industrial Hygiene and Ergonomics ● Petroleum Safety ● Industrial Safety ● Building Construction Safety ● Corporate Services ● Small Medium Industry & Non-Factory Sector ● Secretariat of Occupational Safety and Health Council ● Occupational Health ● Legal | 課 <ul style="list-style-type: none"> ● 調査・捜査工学 ● 化学物質管理 ● 国際政策及び研究開発 ● 産業衛生及び人間工学 ● 石油安全 ● 産業安全 ● 建設安全 ● 企業サービス ● 中小産業及び非工場部門 ● 労働安全衛生評議会事務局 ● 労働衛生 ● 法務 |

4-2 マレーシア政府人的資源省労働安全衛生部 (Department of Occupational Safety and Health, Ministry of Human Resources : 略称 : DOSH) の State/Branch Office (州/地方事務所) の組織

については、以前は英語版のウェブサイトから検索できたが、現在ではマレー語の次のウェブサイトがあるのみである。

<http://www.dosh.gov.my/index.php/dosh-state-office>

しかしながら、マレーシア政府安全衛生部の担当者からは、これらの州/地方事務所の組織に変更があったとは聞いていないので、従来のこれらの地方組織に関する記述を再掲します。

| | |
|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• Regional Offices | 地方事務所 |
| <ul style="list-style-type: none">• DOSH WP Kuala Lumpur• DOSH Selangor• DOSH Johor• DOSH Melaka• DOSH Negeri Sembilan• DOSH Kedah• DOSH Perak• DOSH Perlis• DOSH Pulau Pinang• DOSH Pahang• DOSH Terengganu• DOSH Kelantan• DOSH Sarawak• DOSH Sabah• DOSH WP Labuan | (以下、日本語仮訳は、省略する。) |